

商標権の効力範囲，著名商標の稀釈・汚染に関する  
条約及び国内法令の規定

欧州共同体商標規則（1995年）

第9条（共同体商標により与えられる権利）

(1) 共同体商標は，その所有者にその商標についての排他的権利を与える。所有者は，自己の同意を得ないで全ての第三者が次に掲げる標識を取引上を使用することを阻止する権利を有する。

(a) 略

(b) 共同体商標と当該標識との同一性又は類似性並びに共同体商標及びその標識に包含される商品又はサービスの同一性又は類似性のために，公衆の側に混同を生じることがある場合は，その標識。この場合の混同のおそれには，その標識と商標との間に関連のおそれがあるときを含む。

(c) 共同体商標が共同体において名声を得ている場合であって，当該標識の正当な理由のない使用が共同体商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害するときは，共同体商標が登録されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関する共同体商標と同一又は類似の標識

出典：AIPPI・JAPAN「外国工業所有権法令集」

米国商標法（1946年）

第1114条（救済措置；侵害；印刷業者及び出版業者による善意の侵害〔第32条〕）

(1) 登録名義人の同意を得ないで次のことをする者は何人も，登録名義人の提起する民事訴訟において次に規定する救済措置に服するものとする。（省略）

(a) ある登録標章の複製，偽造，写し又はもっともらしい模造を商品若しくはサービスの販売，販売の申出，配布又は広告に関連して取引上を使用することであって，かかる使用が混同を生じさせ，誤認を生じさせ又は人を欺罔するおそれのある使用

(b) ある登録標章を複製し，偽造し，写し取り又はもっともらしく模造し，かつ，その複製，偽造，写し又はもっともらしい模造を商品若しくはサービスの販売，販売の申出，配布又は広告に若しくはこれらの行為に関連して取引上使用しようとするラベル，看板，印刷物，表装，包装，容器，又は広告に使用することであって，かかる使用が混同を生じさせ，誤認を生じさせ又は人を欺罔するおそれのある使用

第1125条（虚偽の原産地名称，虚偽の記述及び希釈化〔第43条〕）

(c)(1)著名標章の所有者は，他人によるその標章又は商号の商業的使用がその標章が著名になった後に開始され，それがその著名な標章の顕著性を希釈化させることになる場合は，衡平法の原則に従いまた裁判所が合理的とみなす条件で，その他人による使用の差止を要求し，また，本項で定めるその他の救済を得る権利を有する。（以下略）

\*本条項は，1996年に成立した。

出典：AIPPI・JAPAN「外国工業所有権法令集」

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（1994年）

第16条 与えられる権利

3 1967年のパリ条約第6条の2の規定は，登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし，当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が，当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し，かつ，当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

工業所有権の保護に関するパリ条約（1883年）

第6条の2（周知商標の保護）

(1) 同盟国は，一の商標が，他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には，その同盟国の法令が許すときは職権をもって，又は利害関係人の請求により，当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし，及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が，そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も，同様とする。

(2) ，(3) 略

不正競争防止法（1993年）

（定義）

第2条 この法律において「不正競争」とは，次に掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名，商号，商標，標章，商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用し，又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し，引き渡し，譲渡若しくは引渡しのために展示し，輸出し，輸入し，若しくは電気通信回線を通じて提供して，他人の商品又は営業と混

### 同を生じさせる行為

- 二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し，又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し，引き渡し，譲渡若しくは引渡しのために展示し，輸出し，輸入し，若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

我が国では，平成5年の不正競争防止法の改正により，他人の著名な商品等表示の冒用行為について，混同を要件とすることなく不正競争と位置づける規定（第2条第1項第2号）が新設された。同号の規定が適用され「不正競争」と認められた事例としては，生命保険業を営む原告の商品等表示として著名な「プルデンシャル」と類似の「プルデンシャルライフ」や「プルデンシャルライフツアー」等の表示をフィリピン国内旅行手配に使用する被告の行為（東京地判平成10年4月24日），また，割賦購入あっせんを主たる業務とする原告の著名表示「JACCS」と類似するドメイン名「<http://www.jaccs.co.jp>」のホームページで自己が扱う簡易組立トイレや携帯電話の販売広告をしていた被告の行為（富山地判平成10年6月20日，控訴棄却。）などが挙げられる。